

## 特定労務管理対象機関指定審査表（1）

## B 水準：特定地域医療提供機関（徳山中央病院）

B 水準…地域医療提供体制の確保の観点から、必要とされる機能を果たすために、自院において、時間外・休日労働時間が年 960 時間を超える場合に設けられた水準

項目	指定要件	確認内容 【確認方法】	審査結果
1	三次救急医療機関	該当	適
2	年 960 時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務が存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>救命救急センターとして、1 日平均 14 人の救急搬送患者を受入れており、年間の救急車受入台数は 5,567 件、夜間・休日・時間外入院件数 2,751 件</li> <li>これらの業務は、宿日直許可を取得できる業務内容でなく、時間外・休日労働として取り扱う必要あり</li> </ul> <b>【理由書】</b>	適
3	①当該病院勤務医師 その他関係者の意見を聴いて作成された労働時間短縮計画 ②以下全てが記載 (1)労働時間の状況、 労務及び健康管理 (2)労働時間短縮目標 及び具体の取組	①医師を含む関係者が参加する合議体で議論を行い、医師労働時間短縮計画を作成 ②医師労働時間短縮計画は、国のガイドラインに示されたひな形をもとに作成され、全項目を記載 <b>【評価結果通知書】</b>	適
4	面接指導及び休憩時間確保体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師に対する面接指導マニュアルを作成し、実施体制を整備</li> <li>勤怠管理システムにより勤務時間を把握し、勤務時間インターバル、代償休息に関するルールを定め、追加的健康確保措置の体制を整備</li> </ul> <b>【評価結果通知書】</b>	適
5	労働法制にかかる違反の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>違反無</li> </ul> <b>【誓約書】</b>	適
6	①水準適用による地域医療の提供体制の構築方針（医療計画等）の整合性 ②地域の医療提供体制全体として医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該医療機関は、複数の診療科にわたる重篤な救急患者を受け入れる「救命救急センター」であり、周南地域の中核病院として、他の医療機関では対応困難な高度医療を 24 時間 365 日体制で提供している。</li> <li>当該医療機関の医師は、県民により質の高い医療を継続的に提供しており、今後も、地域の医療提供体制を維持していくためには、医師の長時間労働を前提とせざるを得ない。</li> </ul>	(適)